

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省物流・自動車局旅客課)

項 目 名	ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについて、構造・設備基準に適合した車両の初回分の自動車重量税を免税</p> <p>【要望の内容】 バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置を3年間延長する。</p> <p>【関係条文】 ・ 租税特別措置法第90条の13 ・ 租税特別措置法施行規則第40条の6</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—
		(改正増減収額)	—
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、一定のバリアフリー車両について税制上の特例を設けることにより、ノンステップバス、リフト付きバス及びUDタクシーの普及促進を図り、高齢者や障害者等の利便性・安全性を向上させることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 高齢者、障害者を含む全ての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する必要があるところ、各交通モードにおいてもバリアフリー法に基づく基本方針に設定された目標の達成を目指し、引き続き取組を推進している。特にバス事業及びタクシー事業については、地域住民の日常生活に不可欠な足としてサービスの維持・改善を図るとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図る必要がある、地域における社会的使命の重要性が一層拡大している。</p> <p>このように、ユニバーサル社会の実現に向けて、バス及びタクシーのバリアフリー化が必要であるが、公共交通事業者においてバリアフリー車両の導入時には多額の費用がかかる一方、直接的な需要増に結びつかない投資であるため、本特例措置により、車両の導入に対するインセンティブを付与する必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標10 車両等のバリアフリー化
		政策の達成目標	(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用 ・ノンステップバス(乗合バス) 約80% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行 約50% ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・総車両数の約25%がUDタクシーである 都道府県の数 47都道府県
	合理性	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間(令和8年4月1日~令和11年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	(令和12年度末までの目標) ※令和8年度より適用 ・ノンステップバス(乗合バス) 約90% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行 約60% ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・総車両数の約25%がUDタクシーである 都道府県の数 47都道府県
	有効性	政策目標の達成状況	(令和5年度末の達成状況) ・ノンステップバス(乗合バス) 70.5% ・リフト付きバス等(乗合バス) 8.6% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行 41.2% ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 1,229台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 52,553台 ・総車両数の約25%がUDタクシーである 都道府県の数 4都道府県
		要望の措置の適用見込み	(令和8年度の適用見込み) ・ノンステップバス 約1,700台 ・リフト付きバス 約10台 ・UDタクシー 約6,800台
	有効性	要望の措置の効果見込	バス及びタクシーのバリアフリー化については、通常車両に比較し、多額の費用がかかるところであるが、本特例措置を延

	み(手段としての有効性)	長することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>バリアフリー車両に係る自動車税の特例措置（自動車税（環境性能割））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 取得価額から 1,000 万円控除 ・リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 30 人以上 取得価額から 650 万円控除 うち空港アクセスバス 取得価格から 800 万円控除 乗車定員 30 人未満 取得価額から 200 万円控除 ・UDタクシー 取得価額から 100 万円控除 <p>エコカー減税（自動車重量税） ※減免対象となるかは車両の環境性能によって異なる</p>																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業 令和 8 年度予算概算要求額：269 億円の内数 ・地域における受入環境整備促進事業 令和 8 年度予算概算要求額：9 億円の内数 																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、予算の範囲内で補助を行っているところであるが、予算（補助金）と税制特例を組み合わせることで、その相乗効果によりバリアフリー車両取得者の負担軽減を図る。																																				
	要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化については、通常車両に比較し、多額の費用がかかるため、これらの導入を促進するためには、インセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ノンステップバス</td> <td>1,137 台</td> <td>1,573 台</td> <td>1,718 台</td> </tr> <tr> <td>・リフト付きバス</td> <td>0 台</td> <td>4 台</td> <td>12 台</td> </tr> <tr> <td>・UDタクシー</td> <td>0 台</td> <td>1 台</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>適用金額</td> <td>33 百万円</td> <td>46 百万円</td> <td>51 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用台数及び適用金額は MOTAS からの推計</p> <p>(参考) 導入台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ノンステップバス</td> <td>1,235 台</td> <td>1,882 台</td> <td>1,963 台</td> </tr> <tr> <td>・リフト付きバス</td> <td>0 台</td> <td>5 台</td> <td>12 台</td> </tr> <tr> <td>・UDタクシー</td> <td>3,703 台</td> <td>6,310 台</td> <td>7,327 台</td> </tr> </tbody> </table>		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	・ノンステップバス	1,137 台	1,573 台	1,718 台	・リフト付きバス	0 台	4 台	12 台	・UDタクシー	0 台	1 台	4 台	適用金額	33 百万円	46 百万円	51 百万円		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	・ノンステップバス	1,235 台	1,882 台	1,963 台	・リフト付きバス	0 台	5 台	12 台	・UDタクシー	3,703 台	6,310 台	7,327 台
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																		
	・ノンステップバス	1,137 台	1,573 台	1,718 台																																		
・リフト付きバス	0 台	4 台	12 台																																			
・UDタクシー	0 台	1 台	4 台																																			
適用金額	33 百万円	46 百万円	51 百万円																																			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																			
・ノンステップバス	1,235 台	1,882 台	1,963 台																																			
・リフト付きバス	0 台	5 台	12 台																																			
・UDタクシー	3,703 台	6,310 台	7,327 台																																			
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																					
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	公共交通機関のバリアフリー化については、通常車両に比較し、多額の費用がかかるため、これらの導入を促進するためには、インセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。																																					

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス(乗合バス) 約80% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行 約50% ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・総車両数の約25%がUDタクシーである <p>都道府県の数 47都道府県</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(令和5年度末の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス(乗合バス) 70.5% ・リフト付きバス等(乗合バス) 8.6% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行 41.2% ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 1,229台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 52,553台 ・総車両数の約25%がUDタクシーである <p>都道府県の数 4都道府県</p> <p>バリアフリー車両の導入状況であるが、ノンステップバスについては、全国平均値では普及率が上昇傾向にあるものの、50%に満たない都道府県もあり、またその傾向も都市・地方という対比による比較は難しい状況であり、全国各地域に十分にノンステップバスが普及したとは言い難い状況である。また、リフト付きバスについては、通常車両と比べて車両価格が顕著に高いことや、車椅子の乗降時間や乗降スペースの確保が必要であること、リフトの格納スペースによる荷物用スペースの減少といった様々な課題により普及が進まない状況にある。UDタクシーについては、令和6年度税制改正において新たな認定レベル(認定レベル準1)の創設に伴う特例措置の対象が拡充されたことにより、地方での導入促進が期待されているところであるが、通常車両と比して車両価格が高額であること、また地理的要因による制約から一部地域を除いて普及が進んでいない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年度 創設 平成27年度 延長 平成30年度 延長 令和元年度 拡充 令和3年度 延長 令和6年度 拡充・延長</p>